

奈井江町中小企業振興保証融資

新型コロナウイルス感染症対策特別融資

取扱期間 令和 5 年 3 月 31 日まで（1 年間延長）**申込ができる方**

- 奈井江町に 1 年以上居住し、同一企業（北海道信用保証協会の信用保証の対象法人・業種に限ります。）を 6 か月以上経営している方
- 町税等を滞納していない方
- 融資を受ける資金について、十分な償還能力がある方
- 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している方（減少幅は問いません。）

貸付条件

- 運転資金 1,000 万円以内
- 償還期限・据置期間
 - ・ 500 万円以内 7 年以内（据置 1 年以内）
 - ・ 500 万円超 10 年以内（据置 2 年以内）
- 利率
 - ・ 1 年以内 長期プライムレートに 0.1%を加えた率
 - ・ 1 年超～5 年以内 長期プライムレートに 0.5%を加えた率
 - ・ 5 年超 長期プライムレートに 0.7%を加えた率
- 信用保証 北海道信用保証協会の保証付き

保証料補給 10/10**利子補給 10/10****取扱金融機関・申込先**

北門信用金庫 奈井江支店 空知商工信用組合 砂川支店
奈井江町商工会

※融資の実行の可否に際しては、取扱金融機関や信用保証協会による審査があります。（町が直接融資する制度ではありません。）

問合わせ

奈井江町役場 産業観光課 商工観光係

☎0125-65-2118

✉shoko@town.naie.lg.jp

融資制度の詳細は、町が定める要綱、各金融機関、北海道信用保証協会の定めるところによります。